



平成28年10月21日  
四 国 財 務 局

適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分について  
(連絡が取れない業者)

1. ジェイ・シー・エス株式会社（主たる営業所又は事務所：高知県高知市横浜83番地、法人番号6010401068183。以下「当社」という。）については、以下の金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）に違反する事実（法令違反）が認められた。

（1）営業所等の変更届出書を提出せず、当局が営業所等を確認できない状況

当局は、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号。以下「改正金商法」といい、改正前の金商法を「旧法」という。）が施行された平成28年3月1日以降、当社の営業所等の調査を行ったものの、主たる営業所等を確認できない。

当社は、金商法第63条第8項の規定に基づき、営業所等の変更があった場合は届出が義務付けられているにもかかわらず、当該届出をしていない状況は、同項に違反するものと認められる。

（2）改正金商法で提出が義務付けられている届出書を提出していない状況

当社は、改正金商法附則第3条第1項の規定に基づき、施行日から起算して6か月以内に、金商法第63条第2項各号に掲げる事項等を記載した書面等（以下「追加届出書」という。）を当局に提出しなければならないにもかかわらず、追加届出書を提出していない状況は、改正金商法附則第3条第1項に違反するものと認められる。

2. このため、本日、当社に対し、下記（1）については金商法第63条の5第3項の規定に基づき、下記（2）については同条第1項の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

## 記

### (1) 業務廃止命令

適格機関投資家等特例業務（旧法特例業務届出者については、「旧法適格機関投資家等特例投資運用業務」をいい、特例投資運用業務届出者については、「特例投資運用業務」をいう。以下同じ。）にかかる全ての業務を廃止すること。

### (2) 業務改善命令

- ①適格機関投資家等特例業務を行う主たる営業所等について、当局へ連絡すること。
- ②適格機関投資家等特例業務に関して関与した全てのファンド（以下「ファンド」という。）について、ファンド持分を取得した全ての出資者に対し、行政処分の事実及び理由について説明を行うこと。
- ③ファンド財産の運用・管理の状況を早急に把握し、ファンド出資者に対し、当該状況その他必要な事項の説明を行うこと。
- ④ファンド出資者の意向を踏まえ、ファンド財産の返還等に関する方針を速やかに策定し、実施すること。
- ⑤ファンドの出資者間の公平に配慮しつつ、出資者保護に万全の措置を講ずること。
- ⑥上記②から⑤までの対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

連絡・問い合わせ先

四国財務局 理財部 金融監督第一課

TEL 087-831-2131（内線 340、371）